

## はじめに

2011年2月27日(日)13時～17時、大久保地域センターにて、東日本定例会が開かれ、創立30周年記念の講演をすることになった。以下は、その概要である。

## 「国際結婚を考える会」との出会い

私と「国際結婚を考える会(以下、AMF)」の出会いは、2004年にさかのぼる。当時、日仏カップルを対象に修士論文を書こうとしていた私は、調査に応じてくれる方を紹介してもらおうべく、AMFの関東定例会におじゃました。そこで、AMFが男女不平等な国籍法の改正にとりくんだことや、設立以来、『国際結婚を考える会・ニュース(以下、「会報」)』を毎月(8月をのぞく)かかさず発行していること、事務所や事務局ではなく、会長もいないことや、海外にもグループがあることを知って驚いた。法律をかえることはたいへんな作業である。私は、AMFがどのような運動をおこなってきたのかに興味を抱き、博士後期課程に進学後、AMFの運動を対象にして研究をしようと考えた。

## 「国際結婚を考える会・ニュース」の果たした役割

AMFの活動を語るとき欠かせないのが「会報」の存在である。私は、創刊号以来の「会報」が田代さんのところに保管されていることを知り、すべてコピーをとらせていただいた。25年間の「会報」を手にとり眺めてみると、最初の頃は、手書きの原稿をコピーしたもので、次に印刷になり、最近ではパソコン作業にかかわって写真も豊富に載るといった紙面の移り変わりが歴史を物語っている。「会報」には国際結婚をした日本人女性たちの切実な生の声そのまま載せられていて、どれも会員のみなさんが国際結婚にまつわる問題をどのように乗り越えていったのかが手に取るようにわかる臨場感あふれる内容だった。AMFの運動は、まさに、この「会報」を軸として展開されていたのである。

私は、「会報」の記事の「タイトル」をもとに記事の書き手を「著者」とし、「内容」「号」「頁」の欄を設け、データベースを作成した。それが、AMFの運動の変遷を理解するのに大きな助けとなった。

## シティズンシップとは？

「シティズンシップ」という用語は、わかるようでとらえにくい用語である。ひらたく言えば、シティズンシップとは、まず「国籍」を意味し、さらに、シティズンシップは、市民的権利(言論・思想信条の自由など)、政治的権利(参政権)、社会的権利(福祉を受ける権利、教育を受ける権利など)など具体的な「市民」としての「権利」をさすのである。

1980年当時、日本の国際結婚においては、日本人女性配偶者たちは、「国籍」という意味でのシティズンシップは日本人男性配偶者と同じであるにもかかわらず、その子どもへの日本

国籍継承を認められず、家族である外国人夫の入国の自由を奪われ、十全な社会保障を受けられず、外国籍の子どもが公教育を受ける権利をないがしろにされていたのである。

### 女性と外国人のシティズンシップを求める運動

国際結婚におけるシティズンシップに関する法や制度はたくさんあるが、作成したデータベースをもとに考察した結果、私が特に注目したのが1980年から1990年代半ばにかけてのAMFの運動の展開である。それは、1982年入国管理法、1985年国籍法、国籍法改正にともなう戸籍法改正を求めた運動であった。

1982年以前は、この「日本人の配偶者」という在留資格は存在しておらず、「特定活動」という在留資格で、しかも外国人男性配偶者は、「一家の稼ぎ手」としての安定した収入を得られる職についていることが求められた。一方、外国人女性配偶者は、日本人夫が扶養するので、簡単に在留資格が認められた。国籍法は、知ってのとおり1985年まで、国際結婚した日本人女性は、子どもに日本国籍を継承できなかった。さらに、子どもは外国籍であるため、戸籍には記載されず、外国人登録原票で管理され、16才以上は、外国人登録証を携帯しなければならなかったのである。

AMFは、これらの不平等や差別に対して異議申し立てをおこなった。入管法では、実質的な「日本人の配偶者」という在留資格の新設を勝ち取り、女性にも子どもへの日本国籍継承を認める国籍法改正を実現し、戸籍法では、外国人夫の「カタカナ姓」を戸籍簿に記載させることに成功し、日本の戸籍制度の根幹を内側から揺るがした。

従来、外国人のシティズンシップを求める運動は、在日朝鮮人の民族運動や外国人労働者による運動が中心で、常に「当事者」である「外国人」と「支援者」である「日本人」という構図で展開されてきた。しかし、AMFの場合は、自らの女性としての要求と、家族である外国人のシティズンシップを要求するという「当事者」性をあわせもった、それまでにはない新しいタイプの運動であった。

### シティズンシップは獲得するもの

シティズンシップは、国家が国民に付与する権利といった垂直的な関係のものとしてとらえられてきた。しかし、AMFが運動において国際結婚の日本人女性配偶者としての主体を立ち上げ、海外グループや「アジアの女たちの会」などの女性団体や、女性国会議員とネットワークを形成し、シティズンシップを水平的な関係としてとらえ、自らがシティズンシップを実践し獲得していくものであることを示した点で画期的なことであった。AMFは、その後の国際結婚におけるシティズンシップの地位や実践の基盤を構築したといえるだろう。

シティズンシップは国家という領域内の国民のものという閉じられた存在から、トランスナショナルなグローバルな存在となりつつあるといってもよい。AMFでも、国際結婚をした日本人の夫が転勤で海外に住み、外国人の妻が日本に住んでいるという例もある。会員の子どもが成長して運動の主体も第二世代に継承される動きもではじめている。「国際結婚を考える会」という名称は、そもそも日本人だけでなく、また国際結婚をしていない人も会員になれるようにと名づけられたと聞いた。この名称は歴史もあり捨てがたい。しかし、今後は、英語の名称である“Assosiation for Multi-Cultural Families”が表すように「複数文化家族の会」や「国際家族の会」といった間口の広い組織としてAMFが、発展していくことを私はのぞんでいる。